

生物多様性そうか戦略 素案（概要版）

第1章 草加市の自然と生物多様性の危機

1.1 守りたい自然とその現状

■守りたい自然環境

本市の自然環境としては、田んぼ（休耕田を含む）・ハス田・クワイ田、屋敷林・社寺林（林）、川、用水路など、多くの生きものが生息・生育する自然環境がありましたが、現在は都市化が進み、面積を大きく減らしています。



■守りたい生物多様性

自然環境の減少に伴い、本市の生きものも大きく変化しています。ムナグロやキクモ、ミズマツバといった、かつて水田や湿地などに普通にみられた生きものは個体数を減らし、今では絶滅のおそれのある生きものとなっています。



1.2 生物多様性の危機

■開発の危機

本市では、水田や農地を保全するため生産緑地地区の指定や、屋敷林などを対象とした保存樹林の指定により保全を進めていますが、その減少には歯止めがかけられていないのが現状です。わずかに残された柿木田んぼも少なくなりつつあります。

■自然への働きかけの縮小・撤退

本市の水田や屋敷林は維持管理の停止によって環境が変化し、生態系の基盤としての質が低下しつつあります。また、人工的に創出されたビオトープにおいても、守り手となる人材や後継者となる人材の不足がおきています。



■外来種による脅威の増大

本市においてもアライグマ、クビアカツヤカミキリなど、外来種の侵入による被害が生じ、在来の生きものの生息・生育環境が奪われています。

第2章 草加市における生物多様性の課題

2.1 生物多様性そうか戦略に係る課題

■生物多様性を「知る」機会

生物多様性の低下の原因の一つは、生物多様性という言葉が身近になっておらず、社会の中で主流化していないことにあります。

普段の暮らしや事業活動が「どのように生物多様性と関係しているのか」、その中で「配慮できることは何か」を知らせる機会をつくり、また、市民、事業者、行政それぞれが、自分たちの取組を発信し、相互に情報を共有することが重要です。

■生物多様性を「守り、育てる」の推進

東京都に隣接する本市では、開発や相続等によって土地利用が変化し、多くの自然環境が失われ、その結果として生物多様性が低下してきました。

公共施設を始め、新たな民間事業や宅地、集合住宅等の開発、改修などに当たって、生物多様性に配慮した庭や緑地づくりを進めるなど、できることから始める必要があります。また、既に始まっている重要な自然地を維持管理する取組を継続するとともに、残すべき自然環境の質を向上させていくことも重要です。

■生物多様性を理解し「参加する」

本市に残された自然は、その多くは水田や屋敷林、用水路といった、人間の営みと共存してきた自然です。しかし、これらの自然を維持する担い手や、その技術の継承が十分に行われておらず、今後、少子高齢化社会の到来により、さらに自然の守り手が不足していくことが予想されます。

すでに、ビオトープなどの自然環境のいくつかでは、市民を主体とした保全のための維持管理活動が始められています。これらの活動を継続するとともに、民有の樹林や緑地などに対象を広げていくためには、市民や事業者の協力が不可欠です。

2.2 自然環境類型別の課題

本市にある生態系を、田んぼ（休耕田を含む）・ハス田・クワイ田、屋敷林・社寺林（林）、川、用水路、遊水地、公園・広場、まちな自然・ビオトープの7つの環境類型に分け、課題の整理をしました。

2.3 地区別の課題

具体的な施策との対応を検討するために、『まちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン 2017-2035』（平成29年）の地区別に課題を整理しました。

第3章 基本事項

3.1 生物多様性そうか戦略の位置付け、計画期間

■生物多様性そうか戦略の位置付け

生物多様性そうか戦略は、生物多様性基本法第13条に基づき策定するもので、第二次草加市環境基本計画（平成28年3月）の下位計画として位置付けられます。

■計画期間

生物多様性そうか戦略の計画期間は、「第二次草加市環境基本計画」の計画期間である平成47年度（2035年度）までとします。また、国内外の動向をふまえ、平成36年度（2024年度）までに見直しを図ることとします。

3.2 基本理念・基本方針

市民や事業者にも、生物多様性に配慮したライフスタイルが浸透するとともに、水とみどりの質を高め生物多様性を享受するため、「草加の自然の恵みを 次世代に引き継ぐ」ことを基本理念とします。

基本理念：草加の自然の恵みを 次世代に引き継ぐ

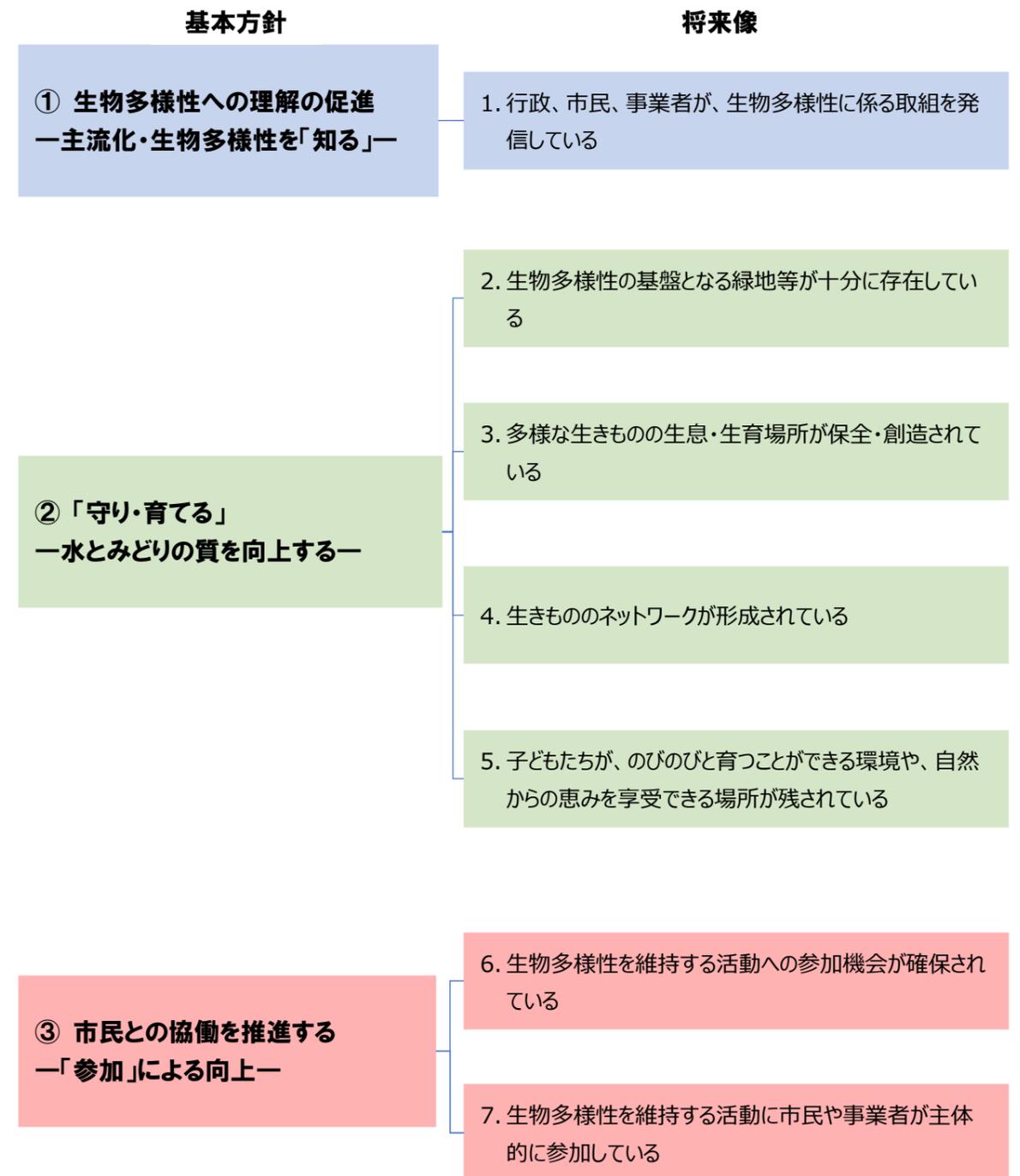


本戦略では、基本理念に基づき以下の3つの基本方針を設定しました。

- ① 生物多様性への理解の促進—主流化・生物多様性を「知る」—
- ② 「守り・育てる」—水とみどりの質を向上する—
- ③ 市民との協働を推進する—「参加」による向上—

3.3 達成目標（将来像）

3つの基本方針に基づき、以下の7つの達成目標（将来像）を設定しました。



第4章 実行計画

4.1 施策方針と保全実行計画（重点プラン）

将来像を実現するため、本市の施策方針を以下のとおり設定します。また、施策方針に基づき、市が率先実行する保全実行計画（重点プラン）を定めます。

将来像

1. 行政、市民、事業者が、生物多様性に係る取組を発信している

施策方針

1-1 市広報や各種補助金の案内資料等において、生物多様性の危機の説明や、保全活動の紹介等を盛り込み、市民や事業者への理解を深めます。

保全実行計画（重点プラン）

- 1-1-1 生物多様性に関する情報の発信**
- 1 そうか生きものだよりの発行【環境課】
 - 2 市のホームページへの情報の掲載【環境課】
 - 3 環境イベント等における生物多様性関連情報の展示【環境課】

将来像

2. 生物多様性の基盤となる緑地等が十分に存在している
3. 多様な生きものの生息・生育場所が保全・創造されている
4. 生きもののネットワークが形成されている
5. 子どもたちが、のびのびと育つことができる環境や、自然からの恵みを享受できる場所が残されている

施策方針

2-1 市内の良好な自然環境については、保存樹林制度等を活用して保全していきます。

保全実行計画（重点プラン）

- 2-1-1 樹林地の保全**
- 1 保存樹林等の維持【みどり公園課】
 - 2 新たな保存樹林等の指定【みどり公園課】
 - 3 保存樹林等の保全維持に関する支援の実施【みどり公園課】
- 2-1-2 農地の保全**
- 1 都市農業振興基本計画の策定【産業振興課】
 - 2 特定生産緑地指定の検討【都市計画課】
 - 3 農地の保全維持に関する支援の実施【産業振興課】
 - 4 柿木地区の乱開発抑止【環境課・都市計画課・開発指導課・農業委員会】

2-2 市内を流れる河川のうち良好な自然環境については、河川管理者と協議して生物多様性に配慮した維持管理保全を推進します。

2-2-1 河川等の保全

- 1 河川等の環境保全の推進【河川課】
- 2 河畔林等の保全【環境課】
- 3 河川浄化対策の推進【環境課】
- 4 不法投棄ごみ対策の推進【環境課・廃棄物資源課】

施策方針

2-3 ビオトープ等を活用して、地域の希少種などの在来種を保全する活動を推進します。

保全実行計画（重点プラン）

2-3-1 絶滅が危惧される生きものの保全

- 1 キタミソウ自生地の保全【環境課】
- 2 絶滅が危惧される生きものの生息・生育地の保全【環境課】

2-4 生物多様性に配慮した購入や工事、維持管理を行います。

2-4-1 生物多様性に配慮した購入、公共事業の推進

- 1 資材の購入における生物多様性に配慮した取組の検討【全所属】
- 2 公共事業等における生物多様性への配慮の検討【全所属】

2-5 生態系ネットワークや生物多様性に配慮した緑地形成を推進します。

2-5-1 生態系ネットワークに配慮した緑化等の推進

- 1 公園広場の整備推進【みどり公園課】
- 2 生物多様性に配慮した事業所や街なかの緑地整備の推進【みどり公園課】
- 3 生物多様性に配慮した緑道整備の推進【みどり公園課】
- 4 学校ビオトープの維持と活用【指導課】

2-6 外来種については、法令等に基づき、適切な防除、駆除作業を進めていきます。

2-6-1 外来種の防除、対策の推進

- 1 外来種防除の推進【環境課・くらし安全課】
- 2 特定外来生物対策の推進【環境課・くらし安全課】

将来像

6. 生物多様性を維持する活動への参加機会が確保されている
7. 生物多様性を維持する活動に市民や事業者が主体的に参加している

施策方針

3-1 市民や事業者が参加して河川や緑地などの維持管理や保全活動を推進します。

保全実行計画（重点プラン）

- 3-1-1 市民協働による生物多様性保全活動の推進**
- 古綾瀬自然ひろばや綾瀬川バードサンクチュアリ等の協働による維持管理【環境課】

3-2 そうか生きもの調査を継続し、市内の生物の基礎情報を蓄積し、生物多様性の保全に活かします。

3-2-1 そうか生きもの調査の実施

- 1 そうか生きもの調査の実施【環境課】
- 2 そうか生きもの調査結果の活用【環境課】

3-3 市民や事業者が参加する、生物多様性について知り、考えるイベント、講演会、環境学習講座等を企画・開催します。

3-3-1 生物多様性を知り、考える機会の提供

- 1 市が主催するイベント等の活用【環境課】
- 2 伝統文化の継承と活用【産業振興課・生涯学習課】

3-3-2 生物多様性に係る人材の育成

- 1 生きもの調査等を通じた指導者育成【環境課】
- 2 専門家による人材育成機会の提供【環境課】

4.2 地域区分別の保全方針



■市街地中心部

- 「知る」
- ・環境イベント等における生物多様性関連情報の発信
- 「守り・育てる」
- ・集合住宅や戸建の庭における生物多様性配慮の支援
 - ・商店街等におけるプランター設置による緑化補助
 - ・生物多様性に配慮した道路沿いの緑道整備の検討
- 「参加する」
- ・公園等を利用した生物多様性保全活動の実施



■市街地周縁部

- 「知る」
- ・環境イベント等を通じた生物多様性関連情報の発信
- 「守り・育てる」
- ・ビオトープ整備の推進と維持管理
 - ・キタミソウなど希少種等の生息・生育地の保全
 - ・身近な公園等整備推進エリアにおける生物多様性に配慮した公園の検討 など
- 「参加する」
- ・ビオトープ等を利用した生物多様性保全活動の実施 など



■水とみどりの地域

- 「知る」
- ・環境イベント等を通じた生物多様性関連情報の発信
- 「守り・育てる」
- ・緑の生態的回廊の拠点となる公園緑地等の保全、整備、維持管理
 - ・既存制度による水田や屋敷林などの自然地の保全
 - ・新規事業地における緑地保全の実施
 - ・希少種等の生息・生育地の保全 など
- 「参加する」
- ・緑地を利用した生物多様性保全活動の実施 など

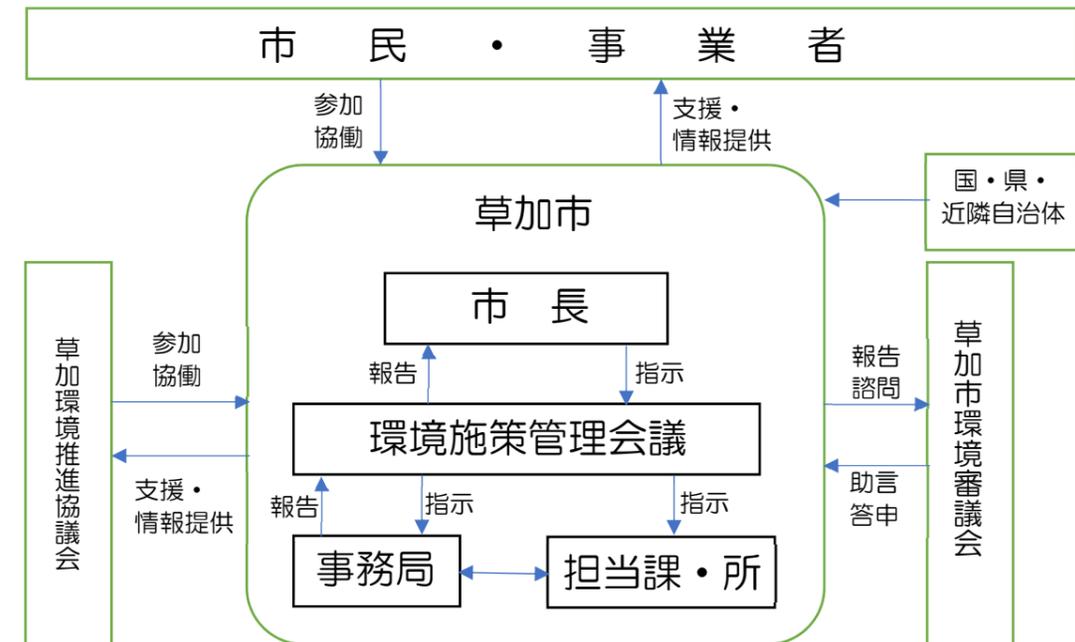
4.3 主体別行動指針

市民・事業者・行政が、それぞれの立場から生物多様性そうか戦略が示す将来像の達成に向けてできることを、主体別行動指針としてまとめました。

第5章 推進体制等

5.1 推進体制

本戦略は、第二次草加市環境基本計画の下位計画に位置付け、原則としては、環境基本計画の推進体制内で推進します。



5.2 進行管理

行政評価及び草加市環境マネジメントシステムに基づく PDCA サイクルにより、生物多様性に係る環境施策の実施状況の把握、評価及び次年度の取組への反映を行います。

5.3 人材育成

少子高齢化社会の到来により、自然の守り手が不足していくことが予想されます。本戦略を通して、今後、生物多様性に係る人材育成を計画的に進め、生物多様性の保全や維持に関わる市民の輪を拡げていきます。